

浦安市規則第 55 号

浦安市子どもの成長応援臨時給付金交付規則

(目的)

第1条 この規則は、物価高騰の影響を受けている子育て世帯に対し、予算の範囲内において、浦安市子どもの成長応援臨時給付金（以下「給付金」という。）を交付することにより、物価高騰による影響を緩和し、将来を担う子どもたちの豊かな成長につながる機会の確保に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 対象児童 次のいずれかに該当する者をいう。

ア 令和5年4月30日において、本市に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されている平成20年4月2日から令和5年4月1日までに出生した者

イ 令和5年4月2日から令和6年4月1日までに出生した者（出生後初めての住所地が市内である者に限る。）

(2) 養育者等 対象児童を監護する者であって、児童手当法（昭和46年法律第73号。以下「法」という。）第4条に規定する支給要件を満たすものをいう。

(給付対象者)

第3条 給付金の交付を受けることができる者（以下「給付対象者」という。）は、養育者等又は次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める要件に該当する者とする。ただし、既に養育者等に対して給付金の交付が決定されている場合には、養育者等に限るものとする。

(1) 令和5年4月30日（令和5年4月2日以降に出生した者にあつては、出生日。以下「基準日」という。）以後に養育者等が死亡した場合 当該者が死亡した日の属する月の翌月分の当該者に係る対象児童の養育者等その他これに準ずるものとして市長が適当と認める者

- (2) 基準日から給付金の交付が決定される日までの間に、養育者等に係る対象児童が中学校修了前の施設入所児童（法第4条第1項第4号に規定する中学校修了前の施設入所等児童をいう。）であることを市が把握した場合
当該児童が委託されている小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親又は当該児童が入所若しくは入院をしている障害児入所施設等（法第4条第1項第4号に規定する障害児入所施設等をいう。）の設置者
- (3) 基準日から給付金の交付が決定される日までの間に、養育者等からの暴力を理由に避難し、当該加害者と生計を別にしていて当該加害者の配偶者（現に対象児童を監護し、かつ、これと生計を同じくする者に限る。）がその避難先の市町村において、当該対象児童に係る法第7条第1項の規定による認定の請求をし、当該避難先の市町村による当該認定の請求に関する通知が市に到達した場合 当該配偶者

（給付金の額）

第4条 給付金の額は、給付対象者が監護する対象児童1人につき、1万円とする。

（交付の方式）

第5条 給付金の交付は、対象児童に係る法第7条第1項の規定による市長の認定を受けた給付対象者（法第17条第1項に規定する公務員を除く。）にあっては、申請不要の交付の方式により交付するものとし、それ以外の給付対象者にあっては、申請による交付の方式により交付するものとする。

（申請不要の交付の方式）

第6条 市長は、申請不要の交付の方式に係る給付対象者に対し、浦安市子どもの成長応援臨時給付金受給確認通知書（別記第1号様式）により、通知するものとする。

2 前項の規定による通知を受けた者は、給付金の受給を辞退することができる。この場合において、当該者は、市長が別に定める日までに、浦安市子どもの成長応援臨時給付金受給辞退届出書（別記第2号様式）を市長に届け出なければならない。

3 市長は、前項の規定による届出の際には、官公署の発行した身分証明書の写し等を提出させることにより、本人であることを確認するものとする。

4 市長は、第2項の規定による届出がないときは、当該者が給付金を受給することを承諾したものとみなし、速やかに給付金の交付を決定し、当該者に対し、給付金を交付するものとする。

5 市長は、前項の規定による決定後、給付対象者の児童手当の振込みをする際に、当該者が指定した口座に振り込むことにより給付金を交付するものとする。ただし、給付対象者が浦安市子どもの成長応援臨時給付金給付口座登録等届出書（別記第3号様式）を提出した場合は当該者が指定する口座に振り込むことにより、及び口座への振込みによる交付が困難である場合は窓口で現金を交付することにより、給付金を交付するものとする。

（申請による支給の方式）

第7条 申請により給付金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、浦安市子どもの成長応援臨時給付金申請書兼請求書（別記第4号様式）により申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請の際には、官公署の発行した身分証明書の写し等を提出させることにより、本人であることを確認するものとする。

3 第1項の規定による申請は、令和6年2月29日（令和6年1月1日から同年4月1日までに出生した対象児童に係る申請については、令和6年6月30日）までとする。

4 市長は、第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、交付の可否を決定し、その結果を浦安市子どもの成長応援臨時給付金交付決定通知書（別記第5号様式）により当該申請者に通知するものとする。

5 市長は、前項の規定による決定後、給付対象者が指定する口座に振り込むことにより給付金を交付するものとする。ただし、口座への振込みによる交付が困難である場合は、窓口で現金を交付することにより給付金を交付するものとする。

（代理による申請）

第8条 前条第1項の規定による申請は、申請者の指定した者であると認められる者その他市長が別に定める方法により適当と認める者を代理人として行うことができる。

(交付決定の取消し及び返還)

第9条 市長は、給付金の交付の決定を受けた者（以下「交付対象者」という。）が偽りその他不正の手段により給付金の交付の決定を受け、又は給付金の交付を受けたときは、当該給付金の交付の決定を取り消すことができる。

2 市長が第6条第4項又は第7条第4項の規定による交付の決定を行った後、第6条第5項の規定により提出のあった届出書又は第7条第1項の規定により提出のあった申請書（以下「届出書等」という。）の不備による振込不能等があり、市が確認等に努めたにもかかわらず届出書等の補正が行われなかった等、交付対象者の責に帰すべき事由により交付ができなかったときは、当該決定を取り消すことができる。

3 市長は、前2項の規定により給付金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に給付金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか、給付金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(失効)

2 この規則は、令和6年6月30日限り、その効力を失う。

別 記

第 1 号様式（第 6 条第 1 項）

第 号
年 月 日

様

浦安市長



浦安市子どもの成長応援臨時給付金受給確認通知書

浦安市子どもの成長応援臨時給付金の交付について、浦安市子どもの成長応援臨時給付金交付規則第 6 条第 1 項の規定により次のとおり確認しましたので、お知らせします。

受給者氏名	
受給者住所	
振込予定日	
給付額	
振込先	児童手当支給口座

第 2 号様式（第 6 条第 2 項）

浦安市子どもの成長応援臨時給付金受給辞退届出書

年 月 日

（宛先）浦安市長

住 所

氏 名

電話番号

浦安市子どもの成長応援臨時給付金の受給について辞退するので、浦安市子どもの成長応援臨時給付金交付規則第 6 条第 2 項の規定により届け出ます。

第3号様式（第6条第5項）

浦安市子どもの成長応援臨時給付金給付口座登録等届出書

年 月 日

(宛先) 浦安市長

浦安市子どもの成長応援臨時給付金の振込先の口座登録を行いたいので、浦安市子どもの成長応援臨時給付金交付規則第6条第5項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 届出者（児童手当を受給している方）

(フリガナ) 氏名	生年月日	住所
	年 月 日	
電話番号（日中に連絡のつく連絡先）	個人番号（マイナンバー）	

2 振込先指定口座等（児童手当を受給している本人名義の口座に限ります。）
希望する受取方法の□に✓を付け、必要事項を記入してください。

ア 届出者名義の公金受取口座（通帳の写しは不要）

※マイナポータル等から公金受取口座を登録していることが必要です。

イ 指定の金融機関口座（届出者名義の口座）

※振込先金融機関口座確認書類を添付してください。

※長期間入出金のない口座を記入しないでください。

【受取口座記入欄】

金融機関名		支店名	
預金種目 <input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座	口座番号	口座名義人 (カタカナ)	

※ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号（7桁）」（通帳見開き下部に記載）を記入してください。

ウ 窓口での現金交付

※金融機関の口座が作れない方等、どうしても口座による受け取りができない方は、その理由と本人確認書類を添付してください。

口座振込ができない理由	
-------------	--

第4号様式（第7条第1項）

（表）

浦安市子どもの成長応援臨時給付金申請書兼請求書

年 月 日

（宛先）浦安市長

浦安市子どもの成長応援臨時給付金の交付を受けたいので、浦安市子どもの成長応援臨時給付金交付規則第7条第1項の規定により、次のとおり申請及び請求をします。

1 申請者及び請求者

(フリガナ) 氏名	生年月日	住所
	年 月 日	
電話番号（日中に連絡のつく連絡先）		個人番号（マイナンバー）

※裏面の【誓約及び同意事項】（1）～（3）に誓約及び同意の上、申請します。

2 振込先指定口座等

希望する受取方法の□に✓を付け、必要事項を記入してください。

□ア 申請者及び請求者名義の公金受取口座（通帳の写しは不要）

※マイナポータル等から公金受取口座を登録していることが必要です。

□イ 指定の金融機関口座（申請者及び請求者名義の口座）

※振込先金融機関口座確認書類を添付してください。

※長期間入出金のない口座を記入しないでください。

【受取口座記入欄】

金融機関名		支店名	
預金種目 □普通 □当座	口座番号	口座名義人 (カタカナ)	

※ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号（7桁）」（通帳見開き下部に記載）を記入してください。

□ウ 窓口での現金交付

※金融機関の口座が作れない方等、どうしても口座による受け取りができない方は、その理由と本人確認書類を添付してください。

口座振込ができない理由	
-------------	--

裏面の対象児童に関する記入について、当てはまる項目に✓を付けてください。

<p>□小学生・中学生のみ→3及び4に記入してください。</p> <p>□未就学児のみ→5及び6に記入してください。</p> <p>□小学生・中学生・未就学児→3及び4に小学生・中学生のお子様を、5及び6に未就学児のお子様を記入してください。</p>

(裏)

3 対象児童（小学生・中学生）※平成20年4月2日～平成29年4月1日生

1	(フリガナ) 氏名	続柄	生年月日
			年 月 日
	現住所（別居の場合のみ記入）		基準日時点での住民票上の所在地 ※現住所と同じ場合は記入不要
2	(フリガナ) 氏名	続柄	生年月日
			年 月 日
	現住所（別居の場合のみ記入）		基準日時点での住民票上の所在地 ※現住所と同じ場合は記入不要

4 申請額及び請求額

対象児童数	人	申請額及び請求額	円
-------	---	----------	---

※対象児童1人つき1万円です。

5 対象児童（未就学児）※平成29年4月2日～令和6年4月1日生

1	(フリガナ) 氏名	続柄	生年月日
			年 月 日
	現住所（別居の場合のみ記入）		基準日時点での住民票上の所在地 ※現住所と同じ場合は記入不要
2	(フリガナ) 氏名	続柄	生年月日
			年 月 日
	現住所（別居の場合のみ記入）		基準日時点での住民票上の所在地 ※現住所と同じ場合は記入不要

6 申請額及び請求額

対象児童数	人	申請額及び請求額	円
-------	---	----------	---

※対象児童1人つき1万円です。

【誓約及び同意事項】

- 浦安市子どもの成長応援臨時給付金の支給要件の該当性等について審査等をするため、住民基本台帳情報や振込口座情報等の確認を行うことや必要な資料を他の行政機関等に求めることに同意します。
- 市が交付決定をした後、申請書の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、市が定める期限までに申請者及び請求者に確認することができない場合には、市が当該決定を取り消すことに同意します。
- 浦安市子どもの成長応援臨時給付金の支給後、令和5年4月30日より前に遡って住民票が削除された場合など、浦安市子どもの成長応援臨時給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合には、浦安市子どもの成長応援臨時給付金を返還します。

第5号様式（第7条第4項）

第 号
年 月 日

様

浦安市長



浦安市子どもの成長応援臨時給付金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった浦安市子どもの成長応援臨時給付金の交付について、浦安市子どもの成長応援臨時給付金交付規則第7条第4項の規定により次のとおり決定しましたので、通知します。

受給者氏名	
受給者住所	
振込予定日	
交付決定額	
振込先	